

板橋区SDGs推進本部設置要綱

令和3年4月7日区長決定

(設置)

第1条 持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」という基本理念をもとに、SDGsを見据えた持続可能な区政経営を推進していくため、板橋区SDGs推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 全庁的なSDGs推進の方針及び企画・総合調整に関すること
- (2) その他、SDGs推進にあたり本部長が必要と認める事項に関すること

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 副本部長は、副区長、教育長及び常勤監査委員をもって充てる。
- (3) 本部員の構成は、前2号に定める他、東京都板橋区庁議規程第2条の規定を準用する。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長が必要と認めたときは、関係職員を出席させ、意見を聞くことができる。

(検討会)

第5条 推進本部の下に検討会を置く。

- (1) 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
 - (2) 会長は、政策経営部長の職にある者をもって充てる。
 - (3) 副会長は、産業経済部長及び資源環境部長の職にある者をもって充てる。
 - (4) 委員は、各部の庶務担当課長及び財政課長の職にある者をもって構成する。
- 2 検討会は、推進本部に付議する事案について調査検討を行う。
 - 3 会長が必要と認めたときは、関係職員を出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事)

第6条 幹事は、政策経営部政策企画課長、同財政課長、同創造都市デザイン課長、産業経済部産業振興課長及び資源環境部環境政策課長の職にある者をもって充てる。

- 2 幹事は、本部会議及び検討会に事務局として出席する。

(部会)

第7条 特定の事項を調査審議させるために必要があるときは、検討会の下に部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部長の指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、本部長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を処理し、部会の調査の経過及び結果を推進本部に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本部及び検討会の庶務は、政策経営部創造都市デザイン課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月7日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

